

広報かいたこの62年2

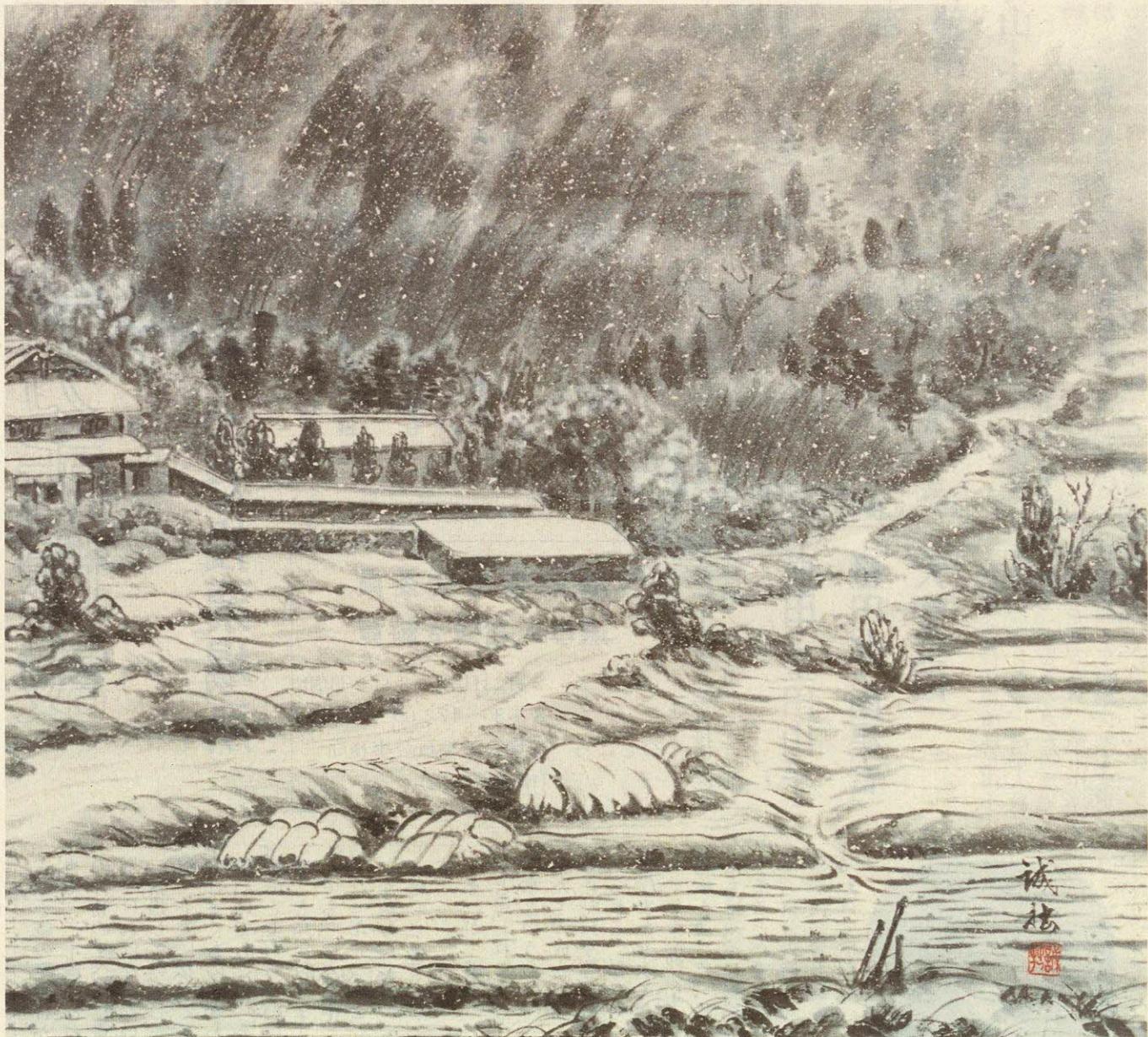
昭和62年2月10日 通巻283号 毎月10日発行 編集と発行・交野市役所総務部

市民憲章

交野は、古くから多くの人々に愛されてきました。私たちは、このまちの良さをいかしつつ、さらによりよい交野を求めて、ここに市民憲章を定めます。

和

(自然と・文化と・人と)



傍示の里

画・原田 誠拙 (私部2丁目)

投票区を4カ所増設

投票区域も変更 利用しやすくなつた投票場所…2・3
61年火災の損害額一挙に3分の1に減少…4・5
健康は自分で管理 ……6・7

まちの家計簿……………8・9

正しい申告と納税は市民社会のルールです

62年度 市民交通傷害保険申し込み受付中…10・11

父母に代わって一定時間 保護養育

62年度保育所(園)の入所受付中 ……12・13

スナップ ……14・15

福祉・保険年金・農業……………16~18

図書室だより……………19

催し・講座ガイド……………20・21

みんなのひろば……………21~23

選挙

投票区を4カ所増設

投票区域も変更 利用しやすくなつた投票場所

「投票区の増設」と「投票区の区域変更」について、昭和六十一年十二月十七日交野市選挙管理委員会で慎重に審議した結果、次回の選挙から投票区が三ページの投票区一覧表のとおり変わります。

投票区はこれまでの十一カ所から十五カ所と四カ所増設し、投票区域も変わります。

投票場所は今までの九カ所を残して、新たに六カ所を指定しています。

あなたの投票場所は、投票区一覧表でお確かめください。

次回の選挙から投票場所を変更

投票区については、かねてから地元のみなさんの強い要望もありましたが、住居表示がほとんど全市を網羅する時期にあたり、選挙人のみなさんの利便を図り、選挙事務の能率化を図るため、次の選挙から投票区を変更します。これは六十一年十二月十七日の交野市選挙管理委員会で決定されたもので、市内を十五投票区に分け、投票区域も変えていきます。

今までの投票場所十一カ所のうち、交野市役所と交野会館の二カ所を除きました。新たに増設した投票場所は、投票区を一カ所から三カ所に分割して事務の能率化を図りました。

青山・大字私部 私部南・向井田・ 私部・私部西・

星田北・星田山手・ 星田北・南星台・ 大字星田

○第一中学校（第五投票区）
私部南、向井田、大字私部

農業委員会委員 選挙人名簿を縦覧

○と き 2月23日(月)～3月9日(月)
8:30～17:00
○ところ 選挙管理委員会事務局
(市役所2階)



選挙と私

20歳の重み 私は1丁目

み

布美子

今までの投票場所は星田小学校だけでしたが、選挙人多数が多いこととみなさんの交通の利便を図るために、第三中学校を増設して投票区域を変更することになりました。

○交野武道館

（第四投票区）

私部一・三・四丁目、私部西

青山

学校だけでしたが、選挙人多数が多いこととみなさんの交通の利便を図るために、第三中学校を増設して投票区域を変更することになりました。

二十歳の誕生日が過ぎるまで、二十歳になれば自分の行動のすべてに責任を持つなければならないと考えて緊張していましたが、実際に二十歳になつても自分をとりまくものが変わつていいわけでもなく、今まで自分と変わらない自分でいることに気付きます。でも、そんな中でたつた一つのことが自分が「責任」を感じさせています。それが「選挙」だと思われます。選挙というのは、私たちが成人に達した時に平等に与えられる、私たちが代表を選ぶことができる権利です。選挙を通じて、私たちちは政治に参加することができます。自分の持つ一票が代表者を決めるわけですから、それが「選挙」だと思われます。私は今まで二、三カ所に分かれて投票されていましたが、投票場所の周知徹底のため、次回の選挙からはそれぞれ同じ投票場所を利用していただることになりました。

今までの投票場所は星田小学校だけでしたが、選挙人多数が多いこととみなさんの交通の利便を図るために、第三中学校を増設して投票区域を変更することになりました。

その一票の重みが私にとって責任を感じさせるのです。選挙というのは、私たちが政治に参加できる唯一の方策なのですから、長い年月を経て、やつとすべての人に平等に与えられた、自分の意志を伝えるチャンスを自ら逃すのは惜しいことでもあります。もし安易な考りで棄権するというのなら、無責任であると思います。棄権といふのは、文字通り「権利を棄てる」ということなのです。から、このようないい年だと聞いています。私は今まで選挙の多い年だと思われます。私は今まで選挙で初めて投票することになりますが、自分のできる限りの範囲で人を見て、そして判断して、自分の持つ一票に責任を持つて、選挙に臨みたいと思つています。そして投票を棄権する人が、一人でも少なくなることを願っています。

この一票 あなたがつくる よい政治

あなたの投票区・投票場所 お確かめください。

投票区一覧表

投票区	投票場所	区域
第1投票区	倉治小学校	倉治、東倉治、神宮寺、大字倉治
第2投票区	第2中学校	郡津、幾野、大字郡津
第3投票区	交野小学校	私部1・5・6・7・8丁目、青山
第4投票区	交野武道館	私部2・3・4丁目、私部西
第5投票区	第1中学校	私部南、向井田、大字私部
第6投票区	星田小学校	星田1・2・3・4・5・6丁目、星田北
第7投票区	第3中学校	星田7・8・9丁目、星田山手、南星台、大字星田
第8投票区	私市会館	私市、大字私市、私市山手
第9投票区	森区民ホール	森南、森北、大字森、大字傍示
第10投票区	寺集会所	寺、大字寺、寺南野
第11投票区	梅が枝集会所	梅が枝
第12投票区	コミュニティ会館松の実	松塚
第13投票区	さくら丘自治会館	天野が原町
第14投票区	妙見坂小学校	妙見坂、妙見東
第15投票区	藤が尾会館	藤が尾



今までには交野会館で投票されていましたが、投票場所が二階にあつたため、お年寄りや身体の不自由な人々に大変不便をおかけしていました。

そこで、次のとおり投票場所を設けて、一階で投票していただけるようにしました。

○梅が枝集会所（第十一投票区）

しかし、今日の交通手段はほとんどが自動車で、森区民ホールを通過して寺集会所までう回して投票するという状況でした。

このため、地元の要望と考え合わせ、次回の選挙からは森区民ホール（第九投票区）で投票していただけるようになりました。

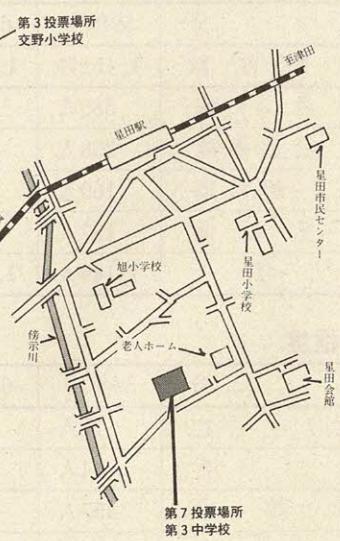
梅が枝・松塚

○星田小学校（第六投票区）
星田一・二・三・四・五・六
丁目、星田北
星田七・八・九丁目、星田山手、南星台、大字星田

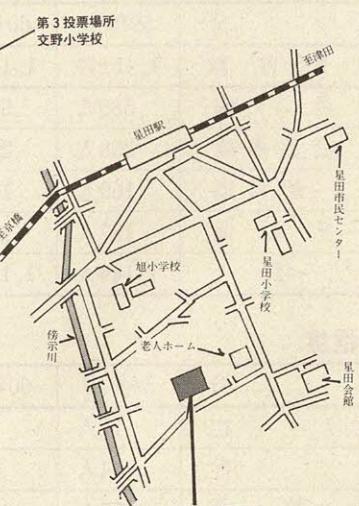
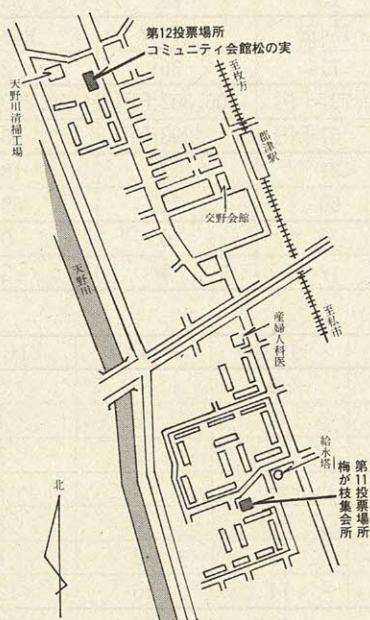
○コミュニティ会館松の実
(第十二投票区) 松塚

傍示

山間部にある傍示のみなさんの投票場所は、今まで歩いてもつとも近い寺集会所でした。



新たに増設された投票場所



61年

火災の損害額一挙に

3分の1に減少

著しい建築構造の変化・石油製品等危険物の増加・生活様式の変化などにより、災害の潜在的危険性が高まっており、消防を取り巻く環境はますます厳しいものになっています。

市消防本部・署・消防団では、これらの厳しい環境に適切に対応するとともに、二十一世紀に至る変化の潮流を可能な限り展望し、総力を結集して「安全なまちづくり」と「即応性のある消防体制の確立」に努めています。

しかし、消防機関を始めとする防災機関の活動に加えて、地域における安全性を確立するためには、市民の「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識が必要です。市民のみなさん、本市の六十一年消防概況を通して、もう一度火の恐ろしさと、救急車の利用について考えてください。

火災の概況

出火原因 「天ぷら油」が一位

六十一年の火災発生件数は、過去五年間の記録を比較するともっとも少ない件数となっています。

これは、市民のみなさんが防火について普段から心にとめていたいたいと、発見や初期消火などの協力が大きな成果となつてあらわれたものだと思います。

それがもつとも端的にあらわれているのが、六十年と比べると建物火災の発生件数が二十一件と同じ件数なのに、全焼件数が半数、焼損面積・損害額とも一挙に三分の一に減少していることです。

また、林野火災も、異常乾燥注意報が六十年と比べて多

く発令されているにもかかわらず、火災の件数は四件から一件と大幅に減少しています。

火災の概況

	区 分	59年中	60年中	61年中
出火件数	建物火災	23	21	21
	林野火災	4	4	1
	車両火災	6	3	4
	その他火災	9	4	3
	計	42	32	29
焼損棟数	全 燃	2	6	3
	半 燃	4	2	2
	部 分 燃	19	20	18
	計	25	28	23
	建物焼損面積	154m ²	848m ²	268m ²
林野焼損面積	71a	36a	2a	
損害額	20,797千円	106,882千円	30,289千円	
1日当たり損害額	57千円	293千円	83千円	
り災世帯	21	22	18	
り災人員	60	71	69	
死者	0	0	0	
負傷者	7	4	5	

出火原因

主な原因	59年中	60年中	61年中
天 ぶ ら 油	5	5	5
たき火および火の不始末	9	5	4
放火(疑い、火遊び含む)	9	2	3
ス ト ー ブ	—	2	2
交通事故による衝撃等	—	0	2
ふ ろ の 空 だ き	5	2	1
そ の 他	14	16	12
合 計	42	32	29

救急救助業務の概況

六十一年の救急出動件数は一千七十二件・搬送人員は千七十二人で、六十年よりもそれ五三%減少しています。この出動件数を、一年で平均すると一日平均二・九件出

救急事故

区 分	59年中	60年中	61年中
出動件数	1,151件	1,132件	1,072件
急 病	585人	557人	472人
交通事故	258人	290人	305人
一般負傷	169人	161人	168人
その他の	137人	124人	127人
計	1,149人	1,132人	1,072人

傷病程度

区 分	59年中	60年中	61年中
死 亡	11人	19人	7人
重 症	44人	65人	52人
中 等 症	457人	429人	405人
輕 症	637人	619人	608人
計	1,149人	1,132人	1,072人

消防少年少女音楽隊、ジュニア吹奏楽団など、約八百三十人が参加し盛大に開かれました。

斎放水をし、今年一年の安否を祈りました。
また、初期消火協力者や良消防団員など、二団体と十八人が表彰されました。表彰を受けたのは、次の方々です。(順不同 敬称略)
○市長表彰 ▽初期消火協力者 ▼平田 勇△星田

消防出初式に多くの市民が参加

市主催の消防出初式は、一月十一日(日)第二中学校校庭に、消防本部・署、消防団、自衛消防隊(民間)、の消火訓練、市議会議員による大正十四年製手押しポンプを使っての放水演習とくす玉割りで盛り上げました。

石田守夫・笠井弥三右衛門・
津熊喜代一・山添龍雄・中奥
正文・奥繁一・石田清弼||
寺・伊丹聖・大門清造・仲

幸一・寺分團、向井克喜・仲西直樹・森分團、中鳴泰人・小野洋一・私市分團、中村昭広・浅田耕一・大土井修・楠田

△消防用施設協力者 ▽西尾團
伊三郎・中角勘治・倉治・井上正憲・私市・山添義栄・山添明彦・山添典男・奥幸代
△十年永年勤続章 ▽北田昭夫・前田秀雄・本部分団・橘内富美雄・弘部分団・石田正

傷病程度別に搬送者の内容を見ますと、除々に減少して「消火栓・防火水槽などの点検などをしています。」

交通事故に関しては減少していますが、消防本部では、迅速確実に消火や救助活動ができるよう、毎日「車両の整備」、「市内建物点検」などの用意をしています。

病によるもので、次いで交通事故二十八%、一般負傷十六%の順になっています。出動件数・搬送人員とも全あなたのちよつとした不注意が原因で、「尊い命」や「貴重な財産」が危険にさらされ

動したことになり、市民六十人
一人に一人が救急車によつて
病院や医院に搬送されたこと
になります。

これを救急事故別に見ま
車を止める寺はま

消火栓の近くに駐



消火栓の近くに駐車しないで

所がわかるように「消火栓」・
「防火水槽」などと書かれた標識
が近くに立つており、あわせて
黄色のペンキが塗られて
います。

にとどめることができるのは、早く現場に到着し、消防水利を確保することが大切だといわれています。

駐車場以外の場所に、一時的に駐車する場合であつても、消火や救助活動の妨げになつていなかを確認し、その段階から寺は直上りない。

の場

消防水利施設には、その場路に車を駆車してはならないと書かれています。

「の調査」など、点検は車を駆車してはならないと書かれています。消防水利施設には、その

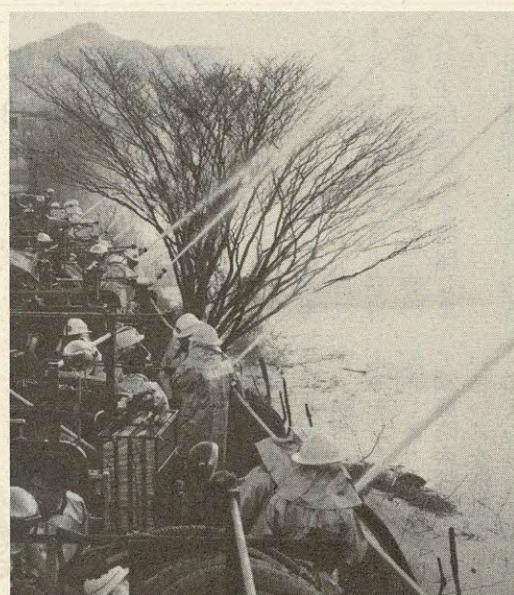
「内 の 建 物・地 理 な ど の 調 査」、
「消 火 案・防 火 水 槽 な ど の 点 檢
な ど を し て い ま す。」

傷病程度別に搬送者の内容を見ますと、徐々に減少して

消防本部署では、迅速確実に消防や救助活動ができるよう、毎日「車両の整備」・「出

することができません。
道路交通法には、消防用
設などから五層以内、また
五層以上の余地のない狭い
市

駐車場以外の場所に、一時的に駐車する場合であつても、消火や救助活動の妨げになつていいかを確認し、その処置を施す。



消防車両26台による一斉放水

健康は自分で管理

問い合わせは健康管理室

ジフテリア予防接種

対象は私立小学校6年生

私立小学校に通学している
六年生にジフテリア予防接種
をします。

△三種混合もしくは二種混合予防接種を一度も接種していない

しん・風しん・BCG・おたふく風邪などの予防接種を受けた

りとした自覚症状や痛みはありません。

春の全国火災予防運動

2月28日(土)～3月13日(金)

防火の大役

あなたが主役



子宮ガン検診が受けられる医院

(順不同)

医 院 名	住 所	電 話
鈴木産婦人科	郡津5丁目34-3	91・6152
はと産婦人科	藤が尾4丁目3-16	91・4103
藤原産婦人科	梅が枝44-3	92・0341

○と
○ところ
○対 象 三十歳以上の市内
在住の女性 上表の医院 2月28日(土)まで

乳ガン検診

在住者
○費用 七百円（受診時に
支払ってください）

(注)七十歳以上の人・生活保護世帯と市民税非課税世帯の人は無料です。

○申し込み 健康管理室
電話でも申し込みます。

健康に自信はあつても年に一度は検診を受けましょう。市では、病気の早期発見・早期治療を願つて、市内の病院や医院の協力を得て次の検診をしています。

○費用 六百円（受診時に
支払ってください）

この券を受診される医院の
受け付けに見せてください。
申し込み 健康管理室
電話でも申し込みます。

○全國山人事予防運動
二月二十八日(土)～三月
六日(金)
○車両火災予防運動
二月二十八日(土)～三月
六日(金)

消防相談所を開設

「自覚症状がないから受けない」

支払つてください)
(注)生活保護世帯と市民税非
課税世帯の人は、健康管理室
へ申し出ると無料受診券を渡
します。

二 防火の大役 あなたが大役をスローガンに、二月二十八日(土)から三月十三日(金)まで、全国一齊に「春の火災予防運動」を展開します。

予防運動は、火災の恐しさを市民ひとりひとりに自覚してもらおうと、次の三つの運動を中心に行ないます。

市民のみなさんへ消防団では、
命や貴重な財産を守るために、この運動を機会に
消防に関する垂々を催して、
配布したり、市内を巡回して家庭防火診断をするなど、
いろいろな活動をします。

一生自分の歯で
食べよう ⑦

歯ならび

最近、テレビ等に出演している歌手などを見ると、ほとんどがきれいな歯ならびをしています。ひと昔前は、八重歯等がかわいいと思われていましたが、少なくなっています。きれいな歯、そして整った歯ならびが、他人と対話をする時、良い印象を与えるからでしょう。

さて、悪い歯ならびのことを「不正咬合(ふせいこうごう)」と言います。不正咬

合は、病気ではなく歯・あご・顔などの形や働きに異常があつて正しい咬（かみ）合わせができない状態のことです。

不正咬合には、次のような種類があります。

- ① 悪い歯ならび
- ② 出っ歯（上あご前突）
- ③ 受け口（下あご前突）

そして、この状態を放つと次のような症状等が考えられます。

- ① よく咬めない

(2) 正しい発音ができない
③ 虫歯や歯槽(しそう)のう
ろうになりやすい

(4) 魅力的な表情が望めない
不正咬合の原因ですが、
次のようなものが考えられ
ています。

○ 遺伝によるもの
○ 環境によるもの

(1) 先天的なもの
みづくち(口蓋裂くこうが
いれつ)・兎唇(としん)・
歯の形・数の異常

(2) 後天的なもの

(1) 乳歯の虫歯 これは永久歯の正しいはえかわりをじやまします
(2) 悪いくせ 乳児のときのゴム乳首の常習・指しやぶり・舌を歯で押くせなど
(3) 偏食 歯だけでなく体も健康に育つために、好き嫌いなく栄養のある食品を、よく咬んで食べることが必要です
(4) 鼻やのどの病気 鼻やのどに病気があると、口を開けて呼吸をするので、長い

年月の間に、歯の位置が動いてしまいます。歯科医側からみると、不正咬合は増加しつつあると考えられます。お母さん方は、後天的な原因に気をつけてください。そして、不正咬合が気になれば、一度歯科医に相談されれば良いでしよう。



市民健康講座

口の臭い気になりませんか

口の臭いには、いろいろな

口の臭いが気になつてゐる

○ところ 体育文化センター

雲川 晃さん

原因があります。今日は、口の臭いについて歯科の側面から話しをしていただきます。

い。人は
世ひ受講してくださ

○定員三十人
○聴講料 無料
○申し込み 二月十六日(日)
から健康管理室

○検診項目　問診・結核検定
胃検診・検尿・身体計測・血圧
測定・血液検査(貧血・肝機能
総コレステロール・血糖)・子

女性 千六百円
○申し込み 健康管理室
電話でも申し込みます。

ねずみ駆除剤を希望者に
無料配布しています。

保険年金課・星田出張所
なお、一括配布を希望する自治会は健康管理室へ直

総合健診は、約十一項目の健（検）診が半日（約三時間）で受診できるもので。あなたの健康度をチェック

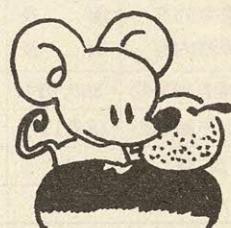
○と き 每月第三木曜日
午前9時～正午
○ところ 保健センター

士から保健指導と栄養指導
当日は、歯科相談も受け付
けています。

ズミ駆除剤

2月28日まで

無料配布



60年度 会計別決算の状況

区分	一般会計	国民健康保険 特別会計	下水道事業 特別会計	交通傷害補償 特別会計	老人保険 特別会計
歳入合計	14,437,425	1,805,097	993,158	10,559	1,846,501
歳出合計	14,551,962	1,815,332	1,445,597	9,856	1,851,955
差引	△ 114,537	△ 10,235	△ 452,439	703	△ 5,454
翌年度繰越財源	17,330	—	—	—	—
実質収支	△ 131,867	△ 10,235	△ 452,439	703	△ 5,454

人件費の状況 (60年度決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
61年3月31日 64,285人	千円 一般会計 14,551,962	△ 599,292	3,534,345	%
	国民健康保険 特別会計 1,815,332			
	下水道事業 特別会計 1,445,597			
	交通傷害補償 特別会計 9,856			
	老人保健 特別会計 1,851,955			
	合計 19,674,702			

- (注) 1. 地方公営企業法適用の上水道事業を除く。
2. 人件費には、市三役・議員及び各種行政委員等の非常勤特別職の給料、報酬を含む。

61年度 職員給与費の状況(普通<一般>会計予算) (単位:千円)

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A) (C)	1人当たり税等平均控除額 (D)	1人当たり支給額 (C-D)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)			
507人	1,617,646	452,035	748,763	2,818,444	5,559	964	4,595

- (注) 1. 地方公営企業法適用の上水道事業の企業会計及び国民健康保険、下水道事業、交通傷害補償、老人保健の特別会計分を除く。
2. 職員手当には、退職手当を含まない。
3. 給与費は、当初予算額である。

職員(一般行政職)の初任給の状況

(61年4月1日現在 単位:円)

区分	本市		府下民間事業所
	初任給	採用2年経過日給料額	
大学卒	139,000	154,100	143,799
短大卒	125,100	139,000	122,326
高校卒	113,200	125,100	114,095

- (注) 府下民間事業所とは、大阪府下476事業所を対象に大阪府人事委員会が調査した数値である。

一般行政職の級別職員数の状況

(61年4月1日現在)

区分	5級	4級	3級	2級	1級	計(平均)
標準的な職務内容	部長 次長	課長 課長代理	係長・係長相当の知識経験 を有するもの	一般	一般	—
平均給料月額(円)	366,014	301,526	250,204	164,789	139,000	262,511
平均年齢(歳)	48歳11月	42歳9月	37歳7月	25歳11月	22歳9月	38歳7月
職員数(人)	22	38	224	9	1	294
構成比(%)	7.5	12.9	76.2	3.1	0.3	100

- (注) 1. 本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

す。 第一項ならびに本市財政状況などをお知らせします。
六十年度の決算額と、職員給付の状況について、地方自治法第二四三条の三
条に規定する条例に基づき、職員給付の状況などをお知らせします。

公債の現況
(昭和61年9月30日現在)

(単位:千円)

総務債	84,292
民生債	407,249
衛生債	1,685,228
農林水産業債	22,144
土木債	1,741,194
消防債	24,348
教育債	11,595,395
災害復旧債	5,121
財政対策債	7,950
合計	15,572,921
下水道債	2,801,808

一時借入金の状況(昭和61年9月30日現在)

(単位:千円)

一般会計	780,810
国民健康保険特別会計	67,681
下水道事業特別会計	646,192
交通傷害補償特別会計	529
老人保健特別会計	57,519
合計	1,552,731

市有財産の状況
(昭和61年9月30日現在)

土地	458,543.5m ²
建物	114,079.2m ²
株券	173,000円
電信電話債券	119,160円

職員(一般行政職)の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況
(61年4月1日現在 単位:円)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	225,900	266,236	324,150
高校卒	193,425	231,025	271,450

- (注) 経験年数とは、単なる勤務年数ではなく卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうが、それ以外の場合は、一定の率を乗じた前歴期間を加えた年数をいうものである。

ま
ち
の
家
計
簿

(9) 昭和62年2月10日

職員手当の状況A

区分		本市		国	
期60 末年度 勤務支給割合 (月分)	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.5	0.5	1.4	0.5
	12月期	1.9	0.6	1.9	0.6
	3月期	0.5	—	0.5	—
	計	3.9	1.1	3.8	1.1

職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
昭和60年 4月1日現在	円 245,784	円 288,557	歳 37.10
昭和61年 4月1日現在	円 262,511	円 312,516	歳 38.07

(注) 一般行政職には、技能労務、消防、税務、幼稚園等は含まない。

60年度 昇給期間短縮の状況

区分	合計	一般行政職	技能労務職
職員数(A)	423人	294人	129人
普通昇給期間(12月～24月)を短縮して昇給した職員数(B)	10人	3人	7人
比率(B/A)	2.4%	1.0%	5.4%

区分		本市		国	
退職手当支給率 (月分)	自己都合	定年	勵奨	自己都合	定年・勵奨
	勤続20年	23.5	30.8	36.0(34.65)	21.0
	△25年	32.1	44.55	47.5(44.55)	33.75
	△35年	53.25	63.525(62.7)	68.5(62.7)	47.5
	最高限度額	60.0	63.525(62.7)	73.0(62.7)	60.0
その他の加算措置			定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
特別昇給		制度なし		1号～5号 (55歳～58歳の勵奨退職者に限る)	
1人当たり平均支給額 5,306千円			1号		

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、60年度に退職した職員に支給された平均額である。

2. 定年・勵奨欄カッコ内の数値は、62年4月1日以降の支給率である。

職員手当の状況B

調整手当

支給対象地域	全地域
支給率	10%
支給対象職員数	513人
国の制度(支給率)	10%
支給対象職員1人当たり平均支給年額(60年度決算)	322,716円

職員手当の状況C

特殊勤務手当

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	42.8%
支給対象職員一人当たり平均支給年額(60年度決算)	66,853円
手当の種類(手当数)	21
代表的な手当の名称	
支給額の多い手当	汚物の収集および処理手当、消防活動等従事手当、社会福祉事務従事手当、市税徴収事務従事手当、予防接種業務従事手当
多くの職員に支給されている手当	

職員手当の状況D

時間外勤務手当 (単位:千円)

区分	59年度	60年度
支給総額	69,796	73,282
職員1人当たり支給年額	142	150

職員手当の状況E

区分	内容	本市	国
扶養手当	配偶者	14,000円	14,000円
	配偶者以外の扶養親族(2人まで)	1人 4,500円	4,500円
	扶養親族(3人目以上)	1人 1,000円	1,000円
	配偶者のいない職員の扶養親族(1人目のみ)	9,500円	9,500円
住居手当	借家(最高支給限度額)	14,000円	15,000円
	持家・世帯主	6,000円	新築または購入後5年間 2,500円
	持家・世帯主以外	4,000円	—
通勤手当	交通機関利用者	全額	最高支給限度額 24,000円
	交通用具利用者等	片道2km未満 300円	—
		片道2km～5km 2,000円	2,000円
		片道5km～10km 2,700円	2,700円
	片道10km以上 3,600円	3,600円	3,600円

特別職の報酬等の状況

区分	給料および報酬月額	期末(勤勉)手当
市長	700,000円	60年度支給割合(月分)
助役	640,000円	6月期 1.98
収入役	530,000円	12月期 2.5
議長	420,000円	3月期 0.5
副議長	390,000円	計 4.98
議員	370,000円	60年度支給割合(月分)
		6月期 1.99
		12月期 2.5
		3月期 0.5
		計 4.99

正しい申告と納税は 市民社会のルールです

市・府民税の申告受付は2月16日～3月16日



○申告書
○収入金額や必要経費の明細書がある人は、持参してください。
○次の控除を受けようとしている
△火災や盗難の雑損控除：事実を証明する書類と、損害にあつた資産の名称、時価・損害額などの明細書
△医療費控除：
領収書
△生命保険料控除：
月十六日(月)までですが、期

確定申告と納税 61年分は 3月16日まで 枚方税務署

六十年分の確定申告と納税は、二月十六日(月)から三月十六日(月)までですが、期

市役所市民税担当でも、医療費・住宅取得などの控除、中途退職などで年末調整がされていない人の所得税還付申告を、二月二十八日(土)まで臨時に受け付けます。三月以降は、税務署の窓口へ郵送するか直接提出してく

○申告に必要なもの
▼源泉徴収票
▼印鑑
▼控除を受けようとする証明書・領収書
▼預金の口座番号(申告者本人の口座)
○問い合わせ 市民税担当

還付申告
市でも2月28日まで受付

限が近づくと大変混雑しますので、早めに申告を済ませてください。
なお、期限が過ぎると加算税や延滞税がかかりますから注意してください。
(注)税務署には駐車場がありますので、電車かバスを利用してください。
付近の道路は駐車禁止です。

○六十一一年中に事業所得等(自営業・農業・不動産収入・利子・配当など)のある人
○給与所得のある人で、次のいずれかにあてはまる人
△勤務先から市役所あてに、給与支払報告書の提出がない人
△給与所得のほかに、地代・

申告受付
住民税の申告を下表の日程で受け付けます。

申告のときによく必要なもの

○申告書
○印鑑
○問い合わせ 市民税担当

住民税の申告受付日程表

と	き	ところ
2月16日(月)～2月28日(土) (土曜日の午後と日曜日は除く)	9:00～16:30	福祉センター 2階研修室
3月2日(月)～3月16日(月) (土曜日の午後と日曜日も含む)		
3月3日(火)～3月4日(水)	10:00～16:00	星田市民センター (星田出張所)

住民税または所得税の申告の仕方

申告をされる人	所得税の確定申告	住民税の申告
一般の人で	事業所得等(自営業・農業・自由業・利子・配当など)の所得が所得控除を超える場合	所得税がかかります 必 要
	事業所得等(自営業・農業・自由業・利子・配当など)の所得が所得控除を下回る場合	所得税がかかりません 不 要
給与所得の人で	給与所得(給料・賃金・恩給・年金など)のほかに、20万円を超える所得のある場合	必 要
	給与所得(給料・賃金・恩給・年金など)のほかに、所得が20万円以下の場合	不 要
医療費・雑損控除などにより税金の還付を受けたい場合	医療費・雑損控除などにより税金の還付を受けたい場合	少額でも必要
	昭和61年中に退職した人で、昭和62年1月1日現在、就職されていない場合	確定申告をすれば不要

配当などの所得がある人
△六十一一年中に退職した人のうち、六十二年一月一日現在
れなかつた大工・左官など、日かせぎ賃金收入のある人

市では、六十二年度分の住民税(市・府民税)申告を、二月十六日(月)から三月十六日(月)まで受け付けます。

還付申告は2月中に

枚方税務署

税金の還付を受けるための確定申告は、二月十六日以前でも受け付けています。

特に、年末調整が済んでいたりで、新たに還付申告(住宅取得控除、医療費控除等)をする人は、できる限り二月中に提出してください。

金の種類・口座番号を記入)を提出するだけです。
○問い合わせ 枚方税務署
(**44・9521**)

なお、三月に入つて提出された申告の還付金支払いについては、四月以降になる場合があります。

還付金の受け取りは、安全で便利な「預金口座振込」を利用しましょう。手続きは、申告書と振替依頼書(預金先金融機関名・預

事業所得、山林所得のある人で、白色申告をする人は、確定申告書に収支内訳書を添付することになります。

所得税の納税は、便利で安全な口座振替を利用してください。利用手続きは、税務署または金融機関で申込書に記入して提出するだけです。

三月十六日(月)までに申し込み手続きをした人は、確定申告分から利用できます。

所得税の申告の手続きや還付申告の手続きなどがよくわからない人は、「地区納税相談所」を利用してください。

地区納税相談所を開設

白色申告者

収支内訳書が 必 要

口座振替で 納 稅 は



固定資産 課税台帳の 縦覧が できまます

固定資産税と都市計画税の課税額は、固定資産課税台帳をもとに算定します。この台帳には、土地・家屋償却資産の評価額などが登録されています。

市内外に土地・家屋・償却資産を所有している人は、次の期間中に台帳を縦覧すること

20日(金)
○と き 3月1日(日)
ただし、土曜日の午後と日曜日は縦覧できませんので、3月1日(日)には特に注意してください。
○ところ 市役所一階
税課資産税担当窓口

ができます。

地区納税相談所を開設

税理士が無料で相談に応じます

税理士がわかりやすく無料で相談に応じます。
日程は下表のとおりです。

地区納税相談所

と き	と こ ろ
2月17日(火) ～20日(金)	福祉センター
3月2日(月) ～6日(金)	

○受付 9:30～15:00

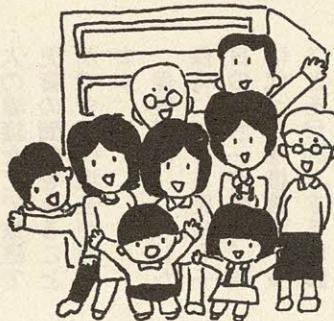
入って安心

家族そろって加入しましょう

62年度

市民交通傷害保険

申し込み受付中



市民交通傷害保険(六十二年度)の申し込みを、市役所と星田出張所で受け付けています。また、出張受付も下表のとおりです。

日程でしますので、新規・継続加入をとわず、ぜひ申し込んでください。
○加入できる人 市内に住んでいて、住民登録または外国人登録をしている人
○掛金
▽一般(三歳未満の児童も含む) 一人一カ年 三百六十円
▽満三歳以上中学三年生まで一人一カ年 三百円
▽今春小学校へ入学する児童・生活保護を受けている児童・三級以上の身体障害者
人・三級以上の身体障害者手帳または療育手帳を持つ人

市民交通傷害保険出張受付日程表

月/日	曜日	受付場所
3/2	月	森集会所
3	火	郡津公民館
4	水	(午前) 寺集会所 (午後) 妙見東自治会館
5	木	私市会館
6	金	倉治公民館
9	月	南星台集会所
10	火	さくら丘自治会館
11	水	(午前) 向井田集会所 (午後) 幾野集会所
12	木	交野会館
13	金	妙見坂松下集会所
16	月	私市山手自治会館
17	火	星田山手集会所
18	水	藤が尾会館
19	木	梅が枝集会所

○受付時間 13:30～15:30
ただし、(午前)は、10:00～11:30
(午後)は、13:30～15:30

○問い合わせ 生活環境課
1日～昭和63年3月31日
本来掛金としては、一人が差額分については、市が補助します。
○保険期間 昭和62年4月

父母に代って一定時間 保護養育

62年度 保育所(園)の入所受付中

幼児対策室では六十
二年度の保育所入所児
童を受け付けています。

母親が昼間家庭外で
働き、または病気、病
人の看護などで家庭で
児童の面倒をみること
ができるない場合があり
ます。

保育所は、こうした
保育に欠ける児童を一
日のうち一定時間、親
に代つて保護養育する
ことを目的とする施設
です。

入所できる児童

保育所へ入所できる児童は、
その家庭が次のいずれかの事
情にある場合です。

しかし、その家庭の母親以
外の人があなたを保育できる場
合は除かれます。

△家庭外労働

児童の母親が
昼間家庭外で就労しているた
め、その児童の保育ができな
い場合

△家庭内労働

児童の母親が
昼間家庭で児童とはなれて、
日常の家庭外での仕事をして
いるため、その児童の保育が
できない場合

△母親の出産など

児童の母
親が出産前後・病気・心身障
害などのため、その児童の保
育ができない場合

△病人の看護など

児童の家
庭に、長期にわたる病人や心
身に障害のある人がいるため、
自分がその仕事をして
おり、かつそのための使
用人がいる家庭は除かれ
る

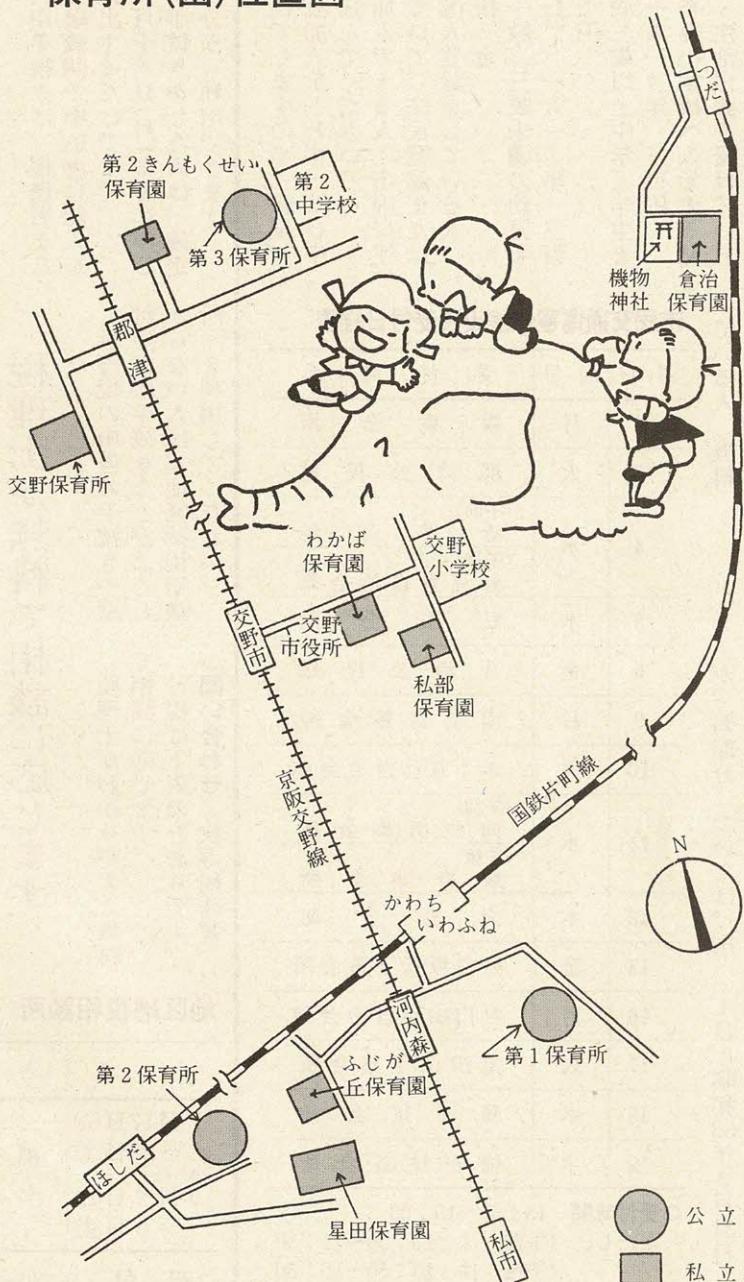
△母親のいない家庭

児童の
母親が死
亡・行方不
明・拘禁

△家庭の災害

火災・風水害・
地震などの災害により、住ん

保育所(園)位置図



などの理由でいらない家庭の場
合

でいる家を失つたり破損した
ため、その復旧の間、児童の
保育ができない場合

申請しようとする児童の家
庭の市民税額・所得税額およ
び固定資産税額により保育料
が決定されます。

税額は、配当控除・外国税
額控除・住宅取得控除・住宅
貯蓄控除を適用しない前の税
額です。

保育料

保育所への入所申込みは、
幼児対策室で受け付けていま
す。

申請に必要な書類

○保育所入所申請書
○保育所への入所申込みは、
幼児対策室で受け付けていま
す。

△内職の場合 発注先の証
明(内職証明書)
△病気・出産の場合 医師・
助産婦の証明(病気・出産
証明書)
△家族が病気の場合 医師
の証明書(病気証明書)
△必要な課税証明書(父・母
の証明書)
△同居の祖父母ほか 医師
△児童の世帯員のうち、だ
れかに所得税があると思わ
れる場合は、ある人すべて
表Iの区分に従つて書類を
提出してください。

申請に必要な書類

○母親(祖母)の就労状態など
○母の勤務証明書
△外勤の場合 勤務先の証
明(勤務証明書)
△自営業の場合 保護者の申
告(自営業申立書)

表1 必要な課税証明書

区分	提出または提示書類	発行者
給与所得者	前年分所得税の源泉徴収票を提出	勤務先
自営業者	前年分所得税の確定申告書控えのコピー、または控えを提出 (税務署の申告受付印の押されたものに限ります)	税務署

保育所(園)名と募集人数

	保育所(園)	所在地	定員
私立	倉治保育園	倉治1丁目1-12	90人
	わかば保育園	私部1丁目22-1	120人
	星田保育園	星田3丁目10-8	90人
	交野保育所	松塚11-10	120人
	ふじが丘保育園	藤が尾3丁目1-1	90人
	私部保育園	私部1丁目51-1	90人
	第2きんもくせい保育園	郡津5丁目76-1	60人
公立	交野市立第1保育所	私市1丁目29-1	90人
	交野市立第2保育所	星田5丁目2-12	120人
	交野市立第3保育所	幾野3丁目18-1	120人

保育時間

▶月曜日～金曜日 9:00～17:00
▶土曜日 9:00～12:00

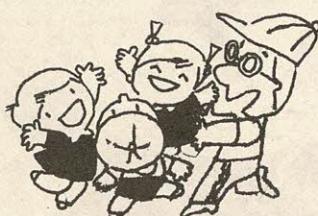
ただし、時間外保育が必要な人は、各保育所(園)または幼児対策室におたずねください。

市では留守家庭児童会（児童健全育成事業）の入会を希望する者を次とおり募集します。

○目的 小学校低学年の児童で、放課後帰宅しても保護者の適切な監護が受けられない児童の健全な育成助長

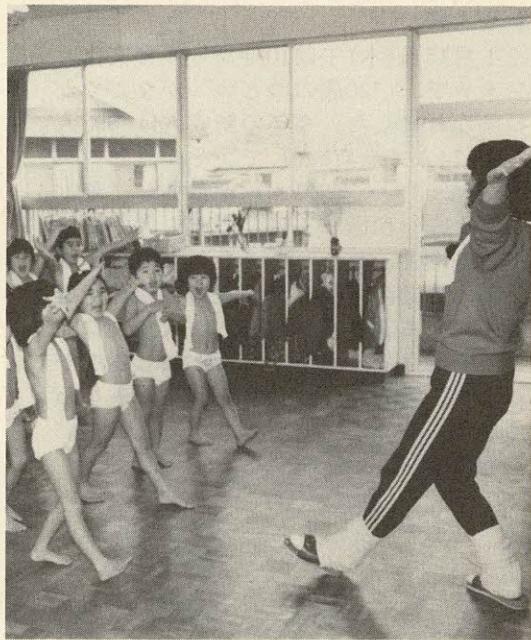
○対象 小学校一年生から四年生までの次にあてはまる児童で長期の入会を希望する児童

▽両親就労家庭および留守家庭



開設児童会名と定員

児童会名	ところ	定員
星田チビッコ児童会	星田1丁目49-11	40人
私市児童会	私市2丁目24-1	30人
郡津児童会	郡津4丁目13-1	45人
出屋敷児童会	私部4丁目11-8	45人
藤が尾児童会	藤が尾4丁目2-13	45人
倉治児童会	倉治3丁目17-5	45人
私部児童会	私部1丁目36-5	45人



みんな元気で乾布摩擦(第3保育所)

△児童の世帯員のうち、だれも所得税がないと思われる場合は、市役所（市民税担当）が発行する前年度分市民税証明書（所得のある世帯員全員）を提出してください。

○固定資産のある場合 市役所（固定資産税担当）が発行する前年度固定資産税課税証明書

入所の決定および通知

入所の決定は、家族構成の状況・保育担当者である母親の状況・経済状況・家庭環境

入所の決定および通知

入所の決定は、家族構成の状況・保育担当者である母親の状況・経済状況・家庭環境

教育委員會

の他の状況を十分考えに入れて、児童の保育の欠ける状態の度合の高い順に入所を決定し、保護者あてに通知します。

ただし、児童の保育に欠ける度合・保育所の定員に余裕がないときなどは、入所できません。

次のいずれかが判明した時は
解除することもありますので
特に注意してください。

○入所申請および面接調査の
ときに、うその記入または申
し立てがあつた場合

○入所中で世帯状況、保育に
欠ける理由に変更がありその
内容が「入所の要件」に当ては
まらなくなつた場合

保育所は六ヶ月ごとに更新することになつています。各児童を通じて連絡渉みですが、まだ更新手続きをされていない父母は、急いで所定の手続きをしてください。

保育所（園）の

更新手続き

▶成人式

1月15日(木)午前10時から体育文化センターで、「20歳のつどい」がなごやかに開かれました。今年の新成人は993人(男514人・女479人)で、そのうち744人(男353人・女391人)が参加し、茨木弘子さん(私市8丁目)の成人代表あいさつのあと、テレビでおなじみの(財)日本気象協会関西本部主任解説員の福井敏雄さんによる講演がありました。最後に立食パーティーやもちつきなど楽しみながら、成人を迎えた新たな気持をかみしめていました。



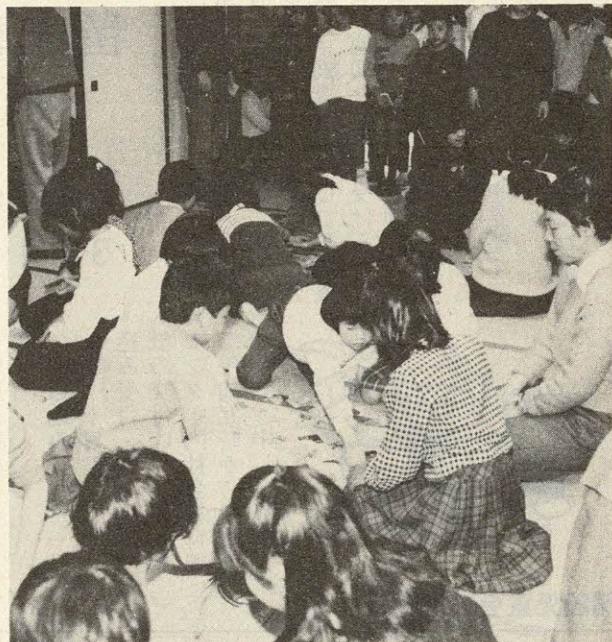
▶かるたを通して郷土史を学ぶ

1月18日(日)、福祉センターで交野古文化同好会と市教育委員会主催の「郷土史かるた大会」が開かれ、61年よりも49人多い、幼稚園の園児(特別参加)を含む130人が参加し、各学年ごとに優勝をめざして闘いながらも楽しい一時を過ごしました。同大会は、かるたを通して郷土の歴史に興味を持ってもらおうと、交野古文化同好会発行のかるたを使って毎年開いているものです。参加者の中には、読み札の意味をお父さんやお母さんに教えてもらい、絵を見ただけで読み札を空で言える子供もいました。

(大会結果は20ページに掲載)

◀寝たきり老人の看護は

1月29日(木)、体育文化センターで、健康管理室保健婦の内林千鶴子さんによる講演がありました。連続講演1回目の今日は、「寝たきり老人看護のポイント」をテーマに原因や状況、状態などビデオもまじえ話が進みました。また日常生活で実際看護する人、される人にとって、こんなのがあれば便利という工夫された物品などが陳列され、参加者たちも手に取って説明を受けました。



市 の 人 口

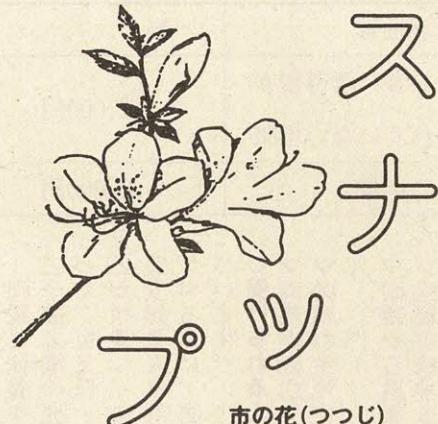
1月末現在		月の動き	
人口	65,802人	出生	63人
男	32,836人	死亡	19人
女	32,966人	転入	217人
世帯数	19,626人	転出	154人

1月の火災と救急

	火災出動	救急出動
1月	9件	86件
61年同期	5件	80件

1月の交通事故

	発生	死	亡	けが
1月	17	0	19	
61年同期	19	0	26	



市の花(つづじ)

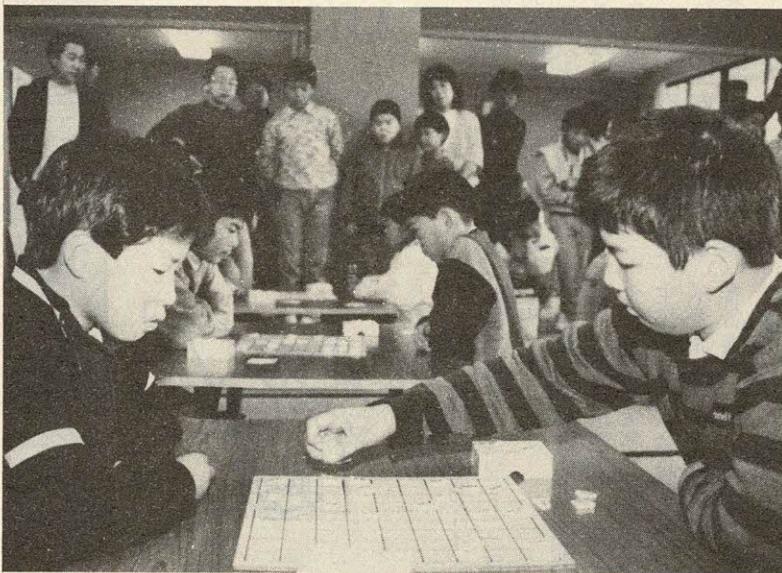
▲文化財防火消防訓練

1月25日(日)、倉治機物神社本殿から出火?…という想定で防火訓練がありました。1月26日の文化財防火デーに先だち、本市の貴重な歴史的建造物を火災から守るために行われたもので、この訓練を通じて消防職員と団員の消防技術の練磨と、市民の文化財に対する愛護の気持ちを高めるのを目的としています。小雪がちらつく中、訓練とは思えない署員・団員の素早い行動、連係プレーが見られ、またたく間に鎮火、市民からも感心の目が向けられていました。

▼王将を守り熱戦展開

1月18日(日)、武道館で交野市子ども会育成連絡協議会主催の「子ども会将棋大会」が開かれ、小学生の部に112人・中学生以上の部に7人が参加し、優勝めざして一日熱戦を展開しました。小学生の部は、1年生から6年生まで、学年に関係なく抽選によって相手が決まり、1年生が6年生と闘うこともありました。決勝戦で1年生が高学年をいとも簡単に破るという一コマもありました。入賞者には、日本将棋連盟会長の15世名人大山康晴さん直筆の賞状が贈られました。入賞した子供の中には、来年も入賞するんだと、はや闘志を燃している子供もいました。

(大会結果は20ページに掲載)



今月から“交野”を
画面題に、市民が描い
た絵を表紙に掲載し
ます。

この里に近づくころには、
もう雪に変わっていた。
この里の四季の風景は、
訪れる人を知らず知らずに
自然の中へ導く魅力を持ったすばらしいものがある。

寺地区の住吉神社から始まる“かいがけの道”を登りつめると、山の木に囲まれた五、六軒の民家がひつそりと現われる。

この里に人が住みはじめたのは、室町時代の最

終天正元年らしい。

最近この里の八葉蓮華寺にある快慶作阿弥陀如來立像（重文）の内部から、約八百年前の経文や書状が発見され、静かな里も新聞やテレビで、全国的に注目をあびた。

冬の小雨の降る中を、この里に近づくころには、もう雪に変わっていた。この里の四季の風景は、訪れる人を知らず知らずに自然の中へ導く魅力を持つたすばらしいものがある。

冬の傍示

表紙

寝たきり老人に

入浴サービス(有料)

市では、寝たきり老人に入浴を楽しんでいただこうと、

一ムの設備を利用して、入浴サービス(有料)の申し込みを受け付けています。

▽家で寝たきり状態にある人
(おおむね六十五歳以上)

利 用 者	1人1回あたりの利用料
生活保護世帯	無 料
生活中心者に所得税が 課税されていない世帯	1,000円
その他の世帯	2,000円

△両親の生死が明らかでない人
△両親から遺棄されている人
△両親が精神または身体に障害を受け、長期にわたって労働力を失っている人
△両親が法令により長期にわたり拘束されている人

○申請に必要なもの　健康保
険証、印鑑（簡易スタンプは
除く）、戸籍謄本一通
ただし、所得制限がありま
す。

十三年四月二日以降に生れた児童（六十二年度四月から当支給）
△養育者の収入が一定の額以上の場合には、受けられませぬ
○手当支給額
△児童二人の場合は、二人で

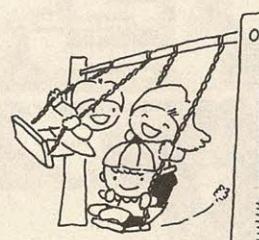
両親の扶養を受けられない二十歳未満の児童を親にかわって、祖父母・親族・知人などが扶養し、市内に住み、住民登録または外国人登録をしている人に、医療費を助成しています。

- 受けられない人
 - ▽養子縁組または婚姻（事実上の婚姻関係を含む）をしている人
 - ▽本人が就職している人
 - ▽他の法令等により医療費の
- 受けられない人
 - たつて拘禁されているためその扶養を受けられない人

両親の扶養を受けられない児童に
医療費を助成

○実施施設 きんもくせい 特別養護老人ホーム
○利用浴槽 担架付特殊浴槽
○送迎 寝台車等（家族の付き添いが必要）
○入浴回数 一ヵ月一回（希望日は相談）

二人以上の 児童に 手当支給



善意銀行

交野市社会福祉協議会の善

意銀行に、次のみなさんから預託していただきました。

▽私部の綿巻俊介さんから二三

○申請に必要なもの　印鑑(簡易スタンプは無効)、厚生年金・共済年金等加入者は事業主発行の加入者証明書、国民年金加入者は年金手帳、養育者名儀の預金口座(郵便貯金は除く)、六十一年度の所得証明書(六十一年一月二日以後に転入した人は前住所地の市町村長発行の所得証明書)
ただし、養育者が公務員の場合は勤務先へ
○申し込み　福祉事務所

△天野が原町の一市民から三
万円
△片懸(かたがけ)店内募金会
会長松 さんから一万千百八
十三円
△森南の一市民から二万円
△幾野の富士硝子工業(株)から
六万二千円
△白ゆりグループから雑巾三
百三十枚

社会福祉基金
寄付

市の社会福祉事業基金に次のみなさんから寄付していました。△松塚の松村雪子さんから十
万円△私市八丁目の川東義男さんから香典の一部二十万円

献血

献血にみなさんの温かい協力をお願いします。

○と き 2月27日(金)
前10時~正午、午後1時~4
時 ○
○ところ 福祉センターラ

保険・年金

問い合わせは保険年金課

事業主のみなさんへ
労働保険に
加入了しましたか

合は手続きをしてください。

労働保険とは、雇用保険と
労災保険を総称したもので、
制度は次のとおりです。

○雇用保険制度
○労働者が万一、失業した場
合に一定期間について、失業
給付等を行い生活の安定と再
就職活動を容易にするもので
あり、また事業主に対しても

事業主のみなさん。労働
者を一人でも雇用されている
場合は、労働保険に加入する
ことが法律で義務づけられて
おり、まだ加入していない場

業活動を援助する制度です。
○労災保険制度
労働者が万一、業務災害や
通勤災害を被った場合に給付
各種の助成金を支給して、事
業活動を容易にするもので
あり、また事業主に対しても

事業主のみなさん。労働
者を一人でも雇用されている
場合は、労働保険に加入する
ことが法律で義務づけられて
おり、まだ加入していない場

方公共職業安定所 〒573
枚方市大垣内町二丁目九ノ二
一(☎ 41-3363)
○申し込み・問い合わせ 枚
所 得 か ら 控 除

国民年金の保険料

六十一年の一年間、家族が
納めた国民年金の保険料が、
社会保険料控除の対象になり

ますので、確定申告のときは
忘れないで申告しましょう。

六十一年の一年間の保険料
は次のとおりです。

○定額保険料 八万四千百二
円
○附加保険料 四千八百円

○申し込み 保険年金課

二十歳までに、病気・ケガ
で身体が不自由になつた人や
生まれた時から身体に障害の
人は、二十歳になれば障
害基礎年金を支給します。
○年金支給額

▽一級障害 七十七万八千五
百円
▽二級障害 六十二万二千八
百円
▽十八歳未満の実子加算額
百円
▽第二子まで 八万六千八
百円
▽第三子以降 六万二千三百

障害基礎年金

高齢者
(60歳以上)

無料職業紹介



地域社会に生かし、生活の
生計維持のためになく、
自らの生きがいとして、臨
時的かつ短期間（一ヶ月十
日以内）な期間、就業に適
した企業等へ紹介する求職
の無料職業紹介相談をして
います。

○問い合わせ 「住宅金融公
庫業務取扱店」と表示してい
る銀行・信用金庫・住宅金融
公庫大阪支所(☎ 06-943-
5300)

○問い合わせ (社)交野市シ
ルバー人材センター(☎ 93-
0430)

融資・貸付



個人向け住宅

○問い合わせ 「住宅金融公
庫業務取扱店」と表示してい
る銀行・信用金庫・住宅金融
公庫大阪支所(☎ 06-943-
5300)

融資

○問い合わせ 「住宅金融公
庫業務取扱店」と表示してい
る銀行・信用金庫・住宅金融
公庫大阪支所(☎ 06-943-
5300)

生計援助

○問い合わせ 「住宅金融公
庫業務取扱店」と表示してい
る銀行・信用金庫・住宅金融
公庫大阪支所(☎ 06-943-
5300)

資金貸付

○問い合わせ 「住宅金融公
庫業務取扱店」と表示してい
る銀行・信用金庫・住宅金融
公庫大阪支所(☎ 06-943-
5300)

(17) 昭和62年2月10日

老人保健法医療・老人医療変更表

区分	老人保健法医療 70歳以上および、65歳か ら69歳の寝たきり認定者	老人医療 65歳から69歳まで
入院	旧 1日300円2ヵ月限度	1日300円2ヵ月限度 ただし、社会保険本人 50日限度
	新 1日400円限度なし (申請一日前300円2ヵ 月限度 ただし、老齢福祉年金 受給者(明治44年4月 1日以前の生まれ)で かつ非課税世帯である こと。)	1日400円限度なし
通院	旧 月に 400円	月に 400円
	新 月に 800円	月に 800円

現在、一部負担金相当額等助成証明書を持っている人は今までどおりです。

老人保健法の一部が改正さ
れ、老人保健法医療・老人医
療の一部負担金が、一月一日
から上表のとおり変更になり
ました。

老人保健法の一部が改正さ
れ、老人保健法医療・老人医
療の一部負担金が、一月一日
面積が二百平方メートルまで
に引き上げられました。

○受付期限 三月五日(木)

とともに、融資対象住宅の床
面積が二百平方メートルまで
に引き上げられました。

○受付期限 三月五日(木)

農地の 無断転用を なくしましょう

農業生産の基盤である貴重な農地を守り、地域の健全な発展をはかるため、農地の無断転用をなくしましょう。

男女雇用機会均等推進月間の
標語募集

労働省では、財団と共催で、男女雇用機会均等推進のための標語を募集しています。

○募集テーマ

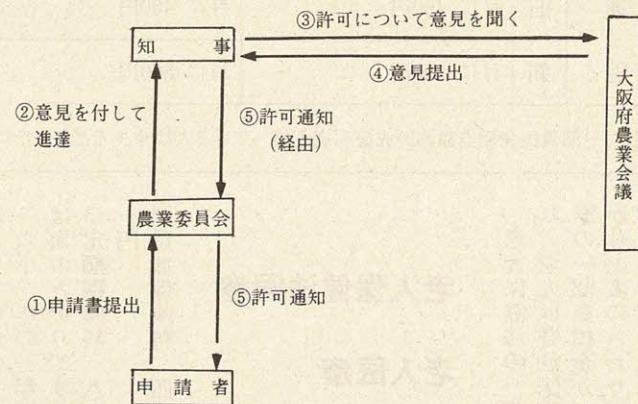
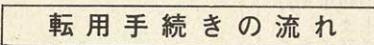
▽企業の雇用管理において、男女の均等な機会と待遇の実現を促すもの

▽女子労働者の職業能力の向上と職業能力の開発を促すもの

▽積極的活用を促すもの

▽その他女子労働者がその能力を十分發揮できるような条件整備を促すもの

町一番地 大阪合同庁舎第一号館 大阪婦人少年室(文)



2ヘクタールを超える場合は、農林水産大臣の許可を受けます。

北方領土

返還運動を進めよう

ります。

地図を見てみましょう。
北海道の根室半島の北東
に歯舞群島、色丹島があり
ます。

北方領土として私たちがソ連に返還を求めているのは、これらの島々です。ソ連は日ソ中立条約を無視して昭和二十年八月十八

方的に占領したのです。
北方領土の総面積は四千九百九十五・七六平方キロメートル、大阪府の約二・七倍です。

政府は、北方領土の返還運動を推進するために、昭和五十六年一月六日の閣議で、二月七日を「北方領土の日」と決めました。

露通好条約を調印した日に由来します。

当時のロシアとの国境は
押捉島と得撫（うるつぶ）
島との間と定めました。

得撫島より北の千島列島はロシア領、択捉島より南は日本領としたのです。

一八五五年二月七日（旧曆安政元年十二月二十一日）

私たちには、歴史的背景を踏まえて、私たちの「北方領土」の返還を強くノ建に

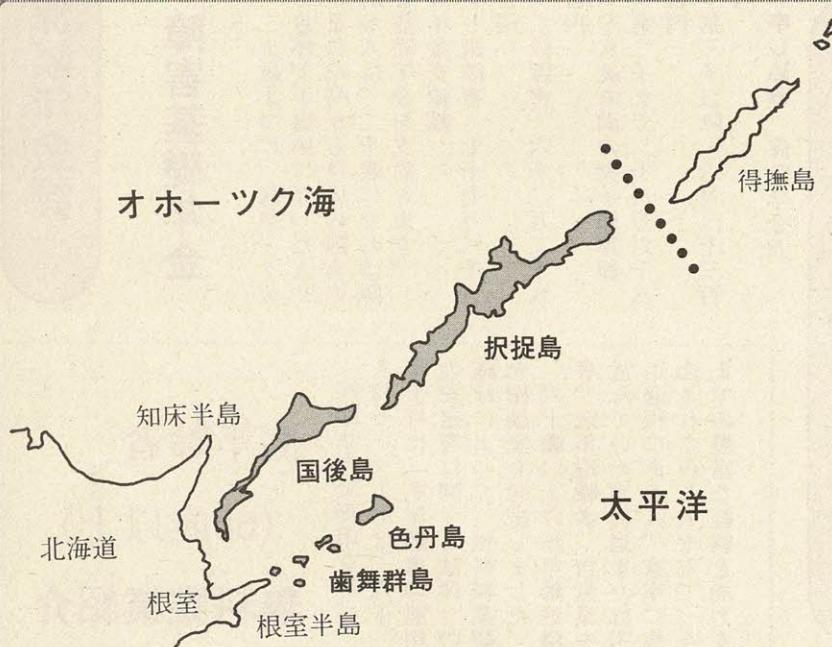
○問い合わせ 北方領土返
還運動進大反対民会幾
命二の過ちを強く辯
求めているのです。

○問い合わせ 北方領土返還運動推進大阪府民会議
(06・308・7470)

二〇

オホーツク海

太平洋



図書室だより

新着図書

一般書

〔不思議のフィリピン〕 中川剛
〔鬼ごっこだよ国立探偵〕 辻真先
〔花と木の文化史〕 中尾佐助
〔土壤場の心理学〕 木村駿
〔魏志倭人伝〕 山尾幸久 講
〔P.H.P.研究社〕 論社
〔好子さん〕 井上マス 扶桑
〔円の百年〕 刀林館正久 朝
〔転勤族の妻たち〕 沖藤典子
〔聖者の行進〕 堀田善衛 筑
〔摩書房〕 飯田真
〔中年期の心の危機〕 関根正明
〔大垣行345M列車の殺意〕 有斐閣編
〔漢字音〕 藤井友子
〔代理妻殺人事件〕 版社
〔西村京太郎〕 新潮社
〔アンネの日記〕 アンネ・フランク
〔文藝春秋〕 春秋社
〔ぼくのおじさんは世界一〕 山村美紗
〔遠い日の歌がきこえる〕 口
〔ズマリー・ハンス〕 富山房
〔ヤン・テルラウ〕 佑学社

〔参謀学（孫子）の読み方〕 本七平
〔サハロフ博士と共に〕 エレーナ・G・ボンネル
〔車で行ける名湯秘湯〕 J.A.
〔プラウン神父「ブック」〕 井上ひさし
〔ゲハゲハゆかいなわらい話〕 木暮正夫
〔けつぱれおさげのおぼうさん〕 村上ひさ子
〔オール5にちよう戦〕 角田光男
〔こうさぎのかるたつくり〕 森山京
〔バースデーケーキにろうそく〕 泉さち子
〔ぼくのおじさんは世界一〕 フラム

〔みくにあひるのこ〕 アンゼルセン
〔みのむしのうた〕 村上高
〔おばあちゃんゆうびんです〕 杉みき子
〔ウサネコ惑星りゅう退治〕 濑川昌男
〔すきですげんこつじいさん〕 ひくまの出版
〔王子マックとなかまたち〕 舟崎克彦
〔みんなともだち〕 灰谷健次
〔ゆきむすめの里〕 桜井信夫
〔わたしもえんそく〕 梅田俊
〔フルートふいたのだあれ〕 生源寺美子

〔中公園前〕
〔星田山手3丁目〕
〔水道局正門前〕
〔私市山手ちびっ子広場前〕
〔妙見口（バス停前）〕
〔私市会館前〕
〔南星台公園〕
〔星田山手1丁目〕
〔郡津駅前（交野会館）〕

〔倉治7丁目〕
〔妙見坂W-3棟前〕
〔森南3丁目〕
〔10:00~11:30〕
〔13:30~14:30〕
〔13:00~15:00〕
〔15:00~16:30〕
〔15:30~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔13:30~16:00〕

〔13:30~14:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔13:30~16:00〕

〔14:30~15:00〕
〔14:30~15:00〕
〔14:30~15:00〕
〔14:30~15:00〕
〔14:30~15:00〕
〔14:30~15:00〕
〔14:30~15:00〕
〔14:30~15:00〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕

〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:00~16:30〕
〔15:

(21) 昭和62年2月10日

20歳のつどい スナップ 写真展

○と
き
2月10日(火)
午前9時~午後
2時(土)

写真の申し込み
展示されている中で、希望する写真がありましたら、一枚四十円で領布します。

9時30分
ただし、日曜日と月曜日
は午後4時30分まで。

○ところ
体育文化センタ

○対象
零歳から二歳まで

○申し込み
当日直接会場

○と
き
3月6日(金)
午前10時~11時30分
○ところ
福祉センター
○対象
零歳から二歳まで
○テーマ
おもちゃの与え方
○講師
川原佐公さん
○聴講料
無料

幼児対策室では、幼い子供を育てている父母を対象に家庭教育学級とお母さん教室を開催しています。

講演

就学前のしつけ おもちゃの与え方

開講します。

家庭教育学級

○と
き
2月26日(木)
午前10時~11時30分

○対象
三歳から五歳まで

○テーマ
就学前のしつけ

○講師
大阪保育研究所員
横田昌子さん

○申し込み
当日直接会場
○聴講料
無料

お母さん教室

○と
き
3月6日(金)
午前10時~11時30分

○ところ
福祉センター
○対象
零歳から二歳まで

家庭用品修理会

2月24日(火)から26日(木)
まで。福祉センター西側で、
午前10時から午後3時まで。
修理品は包丁・はさみ・靴・か
さなど。主催は交野市消費生
活問題研究会

2月28日(土)、各地区指定
場所で、午前9時から10時30
分まで。主催は交野市消費生
活問題研究会・使い捨て時代
を考える会・駅前住宅自治会・
私市山手自治会

空ビンを回収 発油(食用油)

指揮は山崎翠(やまざわみどり)さん、伴奏は加納百合子さん。入場は無料。主催はコールディレッタント。連絡は上田さん(☎ 92-1678)



ひなまつり

野草に親しもう
身近な

2月28日(土)、私市山手自
治会館で、午後1時から4時

まで。テーマは冬の草。講師
は元四条畷中学校長北田良一
さん。参加費は1カ年五百円(会
場代・その他)。主催は野草の会。
申し込み・問い合わせ

ハイキング

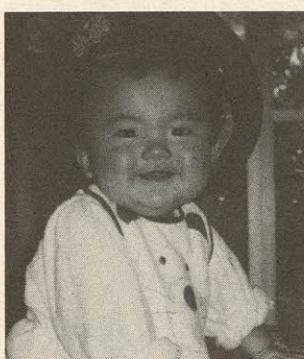
京都愛宕山から
水尾まで

3月8日(日)・17日(火)、
兩日とも京阪交野市駅前を午
前8時出発。帰着は午後5時

ごろ。コースは清滝・空也の
滝・月輪寺・愛宕神社・水尾・
保津峡駅(約十三キロメートル、
約四時間三十分)。弁当・水筒・手袋・雨具・アイゼン(なけれ
ば会で貸与)持参。交通費は各自負担。主催は交野ハイ

キング同好会。連絡は竹重さん(☎ 93-0357)

はじめまして



いとゆうじ
井戸勇治です
60年12月27日生まれ
(私市8丁目)

みんなの ひろば

原稿募集

「ひろば」は市民みなさんのページです。心あたたまる話や地域の話題、写真、イラストなどを寄せください。

投稿は400字以内にまとめ、住所、氏名、電話番号を書いてください。

記念品を進呈します。

○締め切り 每月15日
○送り先 交野市役所広聴広報課(〒576
交野市私部1丁目1-1)

少年少女

サッカー

スクール生

サッカー連盟では、少年少女サッカースクール生を募集。

練習は第一・二・四日曜日午前8時から10時まで。北校は第二中学校、南校は旭小学校で。対象は市内の小学生。入会金二千円。会費は一ヶ月一千円(平日練習もあり)、一ヶ月五千五百円。後援会費は一ヶ月百円。各会費は三ヶ月単位で集める。用具・遠征・合宿などは各自負担。申込みは三月二十八日までに体育文化センター(印鑑必要)。連絡は根岸さん(☎ 91-8451)。

説明会は3月29日(日)午前11時から、体育文化センターで。開校は両校とも4月5日(日)午前8時30分。

1枚の写真に思う

幾野2丁目 河合 経男

正月休みに、ネガ(写真の陰画)を整理しました。その中から、昭和四十年に、河内磐

した。早速に引き伸してみて、

私はおどろきました。背影に、交野山が写っていたからです。

当時、私は吹田市に住んで

おり、交野市周辺の土地感に

思議なもので、写真を撮影

船駅付近で撮影したSL(蒸

気機関車)のネガが、でてきま

る由もなく、わざわざ、交野

山がいる場所を探し歩いた

ということはありません。ま

つたく偶然にカメラを構えた

にすぎません。

それにして世の中は、不

思議なもので、写真を撮影

してから二十年後、私は朝な

夕なに、交野山を眺めて、生

活するようになつたのですか

ら……。

私は、偶然よりも、むしろ、

因縁めいたものを感じながら、

引き伸した写真を見つめてい

ました。

このままだつたから、こ

こまで頑張つてこられたよう

に思います。人間はひとりで

生きているのではない、お互

いに助けたり、助けられたり

(私たちは、助けられるこ

の方が多かつたのですが)

しながら生きていることを、し

みじみと教えられました。

二男のために、しんどいこ

ともいっぱいあるけれど、沢

山の人の温かい心や、思いや

りにふれて生きてこられたこ

とを幸せに思います。

私が一番しんどかった時に

出会った人たちとの別れを思

うと未練が残ります。二男の

ために交野を離れられない

と思つていたのですが、二男の

ためにも家族は一緒にいいと

思つて鎌倉へ行くことにしま

した。

交野のみなさんほんとうに

ありがとうございました。

小・中・高校生

詩作品

交野詩話会では、『交野が原』(二十二号・六月発行)の『子どもの詩広場』に掲載する小・中・高校生の詩作品を

表に限る。原稿の末尾に学校名・学年・住所・名前を明記。締め切りは二月二十八日(土)。採用者には『交野が原』を進呈。応募先は〒576交野市星田四丁目四ノ十 金堀方交野詩話会

ソフトボール協会

62年度登録チーム

交野市ソフトボール協会では、六十二年度の登録チーム

公認審判員

は、

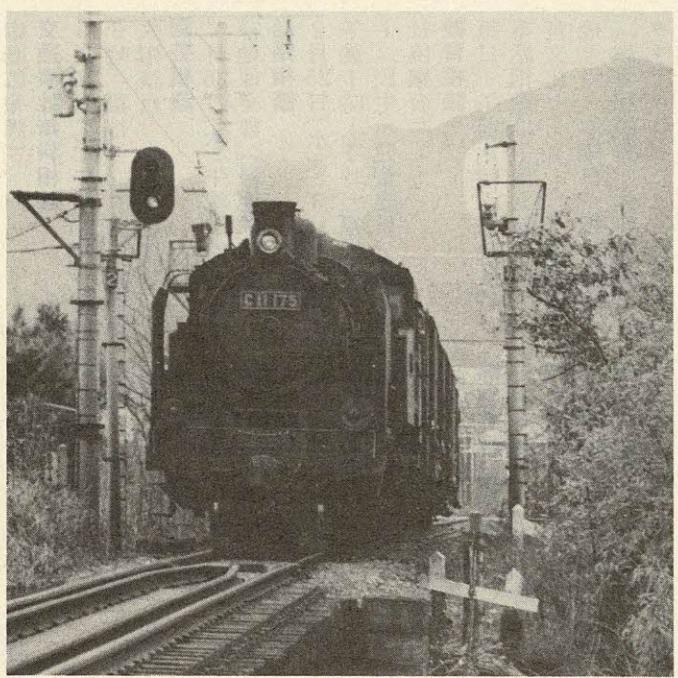
公認審判員を募集。

登録チームは、市内在住在勤の十五歳以上の男女で構成するチーム。申し込みは体育文化センター内社会教育課。連絡は園原さん(☎ 92-8122)。

公認審判員は、大阪府公認審判員認定まで指導。連絡は梅木さん(☎ 91-2174)

「みそ」がつくれる材料をあつせん。材料は、こうじ二キグラム・大豆一キグラム・塩五百グラムが一セット。あつせん価格は一セット千八百円。希望者は、必ず往復はがきに住所・名前・電話番号・口数を記入し、二月二十日(金)までに

手づくりみそ
材料あつせん



温かく迎え・見守ってくれる

人や場所があつた日々

元 藤が尾2丁目 高橋 澤子

交野に十二年近く住んでいましたが、今度夫の転勤で鎌倉へ行くことになりました。五十二年に三男が生まれました。二男は自閉的傾向の子供でした。育てるのが大変で、途方にくれ、思いつめたことなどありました。家にじつとしている子供ではありません。

せんでしたから、ご近所にご迷惑をかけることもいろいろありました。それでも、いつも温かい心で見守つてくださいました。障害児にとって、行く所がある、温かく迎えた

せんでした。私が一番しんどかった時に出会った人たちとの別れを思つていたのですが、二男のためにも家族は一緒にいいと思つて鎌倉へ行くことにしました。交野のみなさんほんとうにありがとうございました。

みなさんの相談室

相談料はいりません
（内は相談員・問い合わせ）

交通事故無料相談
広聴広報課

活コンサルタント、生活環境
課

夜間・休日診療所

診療科目は内科・小児科
（内は問い合わせ）

3月10日（火）午前10時～午後
3時 福祉センター（交通事故事
故相談員、生活環境課）

毎週水曜日 午後2時～4時
福祉センター（民生・児童委
員、社会福祉協議会）

法律相談

2月19日（木）、3月5日（木）
午後1時～3時 福祉センター

2月26日（木）午後1時～4時
緑地保全課（緑地保全課）

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

人権相談

2月19日（木）午後1時～4時
福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週月・水・金曜日 午前10
時～午後3時 福祉事務所相
談室（社会福祉協議会）

結婚相談

2月19日（木）午後1時～4時
福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

園芸相談

2月19日（木）午後1時～4時
福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

人権相談

2月19日（木）午後1時～4時
福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

教育相談

2月19日（木）午後1時～4時
福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

行政相談

2月19日（木）午後1時～4時
福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

土地建物相談

2月19日（木）午後1時～4時
福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

消費者相談

2月19日（木）午後1時～4時
福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

行政相談委員、広聴広報課

2月19日（木）午後1時～4時
福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

福祉センター（人権擁護委員、
市民課）

2月25日（水）、3月11日（水）
午後1時～4時 福祉センター

毎週木曜日 午前10時～正午
福祉事務所相談室（大阪府中
央児童相談員、福祉事務所）

健康ガイド

問い合わせ ○印は四条畷
保健所（☎ 78-1021）
検診を受けられるときは、
母子健康新手帳を持ってきてく
ださい。

婦） ○印は健康管理室
○電話健康相談
講話
○四十歳以上の健康相談
（相談員は保健婦と栄養士）
毎日 午前9時～午後5時
保健センター 土曜日の午後
と休日は除く（相談員は保健

休日診療所
毎週日曜日 午前10時～正午
保健センター（健康管理室）
間内 ☎ 93-1520、時間外
毎週 ☎ 91-0331

○離乳食講習会
毎週水曜日 午前10時～11時
30分、毎週金曜日 午後1時
30分～3時 保健センター
（相談員は保健婦と栄養士）
毎日 午前9時～午後5時
保健センター 土曜日の午後
と休日は除く（相談員は保健

固定資産税・都市計画税
(第4期分)
納期限
2月28日(土)



福寿草

国民健康保険
保険料の出張徴収

国民年金

2月27日（金）

午前9時30分～10時15分
▽郡津公民館
午前10時30分～11時30分
▽市役所保険年金課
午後2時30分～3時30分

3月12日（木）午後1時～2時
保健センター（対象は五十九
年一月と二月生まれの幼児）
30分 保健センター（対象は
六十年八月生まれの幼児）
○三歳児健康診査
2月18日（水）午後1時30分開
○離乳食講習会
毎週水曜日 午前10時～11時
30分、毎週金曜日 午後1時
30分～3時 保健センター
（相談員は保健婦と栄養士）
毎日 午前9時～午後5時
保健センター 土曜日の午後
と休日は除く（相談員は保健

施設テレフォン

市役所・福祉事務所・農業委員会……92-0121
星田市民センター（星田出張所）……91-2031
福祉センター……91-6241
水道局……91-0016
環境事業部（ごみ・し尿）……92-2471
消防本部・署……92-0011
体育文化センター（青年の家）……92-7721～2
保健センター・休日診療所（健康管理室）91-8124
武道館……92-1700
教育文化会館……91-1825

